

中能登町特定事業主行動計画

(第4期計画)



～仕事と育児の両立プラン～

令和3年4月
中能登町

はじめに

急速な少子化の進行に伴い、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される環境の整備が喫緊の課題となっていることを踏まえ、国・地方公共団体・事業主等が一体となり、それぞれの立場で子育てと仕事の両立に向けた取り組みを実施していくことを目的として、平成15年に「次世代育成支援対策法」が制定されました。

中能登町では、特定事業主としての立場から、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職場を挙げて支援する環境を整備するため行動計画を策定し、平成17年度から10年間の計画期間を設定し、取り組んできました。

しかしながら、厳しい財政状況の中、職員が親として子育てをしていくための環境づくりは難しく、まだまだ整備を行ったとは言い難い状況にあります。

また、国においても仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等は一定程度進むなどの効果はあったものの、依然として少子化の流れが変わらず、目指す社会の実現に至っていないとの判断の下、法律の有効期限延長や様々な改正が行われてきました。

これらの改正を踏まえ、当町が特定事業主として次世代育成支援を推進するため、従前の計画を見直し、仕事と子育ての両立しやすい職場環境づくりを目指して「第4期中能登町特定事業主行動計画」を定めました。

本計画は、当町の職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう支援していくための計画です。職員一人ひとりが、この計画の内容を自分自身に関わることとして真摯に捉え、それぞれの立場から協力して取り組んでいただけるようお願いいたします。

令和3年4月

中能登町
中能登町議会
中能登町教育委員会

I 総論

1 目的

この計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進することを目的とします。

2 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。
なお、計画を推進していく過程において、状況の変化により新たな施策の展開や計画の見直しが必要となった場合は、柔軟に対応していきます。

3 計画の推進

- (1) この計画の策定および計画達成の措置を効果的に実施するため、町内イントラネットまたは冊子等により、この計画を職員に幅広く周知するとともに、管理職員や職員に対する相談・情報提供等を実施します。
- (2) 管理職員は、この計画の趣旨及び内容を十分に認識し、課職員に対しこの計画に掲げる各行動を促進するとともに、仕事と子育ての両立を図ることができるような職場の雰囲気づくりに努めます。

4 計画の実施状況の公表

計画の各項目での取り組みや実績など計画の実施状況について、毎年町のホームページへの掲載により公表することとします。

Ⅱ 具体的な内容

1 職員の職場環境の整備に関する事項

仕事と家庭の両立を支援するため、性別による役割分担意識の是正を行い、職員の子育てを職場全体で支援していくという意識を持つよう改革します。

仕事と子育ての両立を図るためには、制度を利用する職員本人のみならず、上司（特に管理職員）や同僚など、全ての職員が制度をよく理解し、協力し合うことが大切です。

(1) 出産や育児休業等に関する各種制度の周知徹底とその運用

育児休業制度、子育てに関係する特別休暇、時間外勤務の制限、不妊治療のために利用できる休暇制度などの各種制度について、また出産費や休業手当金などの経済的な支援措置について、庁内イントラネットへの情報掲載やパンフレットの配布等により制度の周知を図ります。

また、管理職員や職員に対する周知等を通じて「仕事と家庭の両立支援」についての啓発に努めます。

休暇制度の運用にあたっては、プライバシー保護の観点から、取得した職員の機微な個人情報の取扱いに十分留意する。

(2) 妊娠中及び出産後における配慮

妊娠中および出産後を通じて、母子の健康を適切に管理するために、次の取り組みを行い、職員の健康や安全に関する配慮を行います。

・業務分担の見直し

職員が妊娠を申し出た場合、管理職員は職場内の仕事の分担の見直しを行い、その職員の負担とならないよう母性保護に努めるとともに、特定の職員に負担がかかることのないよう配慮します。

・妊娠中の職員の勤務への配慮

管理職員は妊娠中の職員の通勤用駐車場の確保に配慮します。また、職場における受動喫煙防止対策を徹底し、胎児の健康に配慮します

(3) 男性職員の子育て参加の促進

男性職員の子育て参加を促進するため、次の取り組みを行い、休暇制度等の積極的な活用を促します。

• 子どもの出生時における男性職員の特別休暇の取得の促進

妻が出産する場合の特別休暇（2日間）、育児参加のための特別休暇（5日間）および年次休暇の取得の促進を図るため、管理職員は父親となる職員に休暇の取得を促すとともに、取得しやすい職場の環境づくりに努めます。また、父親となる職員も、予め出産予定日等を上司に伝え、特別休暇の積極的な取得に努めます。

• 男性職員の育児休業の促進

男性職員の子育て休業等の取得実績があるとは言えない現状を考慮し、配偶者が出産した男性職員に対し、所属の管理職員を通じ、育児に関する制度の案内を行い、男性職員の子育て促進に係る働きかけを行います。

(4) 育児休業等を取得しやすい環境の整備

育児休業等に対する職員一人ひとりの意識改革を進めるため、次の取り組みを行い、育児休業等を取得しやすい環境づくりに努めます。

• 育児休業取得時の代替要員の確保

職員が育児休業に入る際は、管理職員は職員が安心して休業できるよう職場内の仕事の分担の見直しを行います。また、必要に応じて会計年度任用職員等の代替要員の確保に努めます。

• 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

育児休業を取得する職員に対し、職場の庶務担当から職場の業務の状況について、定期的な情報提供を行います。また、職場復帰のためのサポートなどを適切に実施し、円滑に職場復帰できる体制の整備に努めます。

(5) 時間外勤務の縮減

育児を行う職員の子育て深夜勤務・時間外勤務の制限措置を周知し、その活用を促すとともに、より一層の超過勤務の縮減に向け、次の取り組みを進めます。

・ **小学校就学の始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務および超過勤務の制限の制度の周知**

小学校就学の始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務および超過勤務の制限の制度について周知します。

3歳未満の子のある職員が子の養育のため請求した場合は、時間外勤務を免除します。

・ **一斉定時退庁日の実施**

引き続き、毎週水曜日を定時退庁日とし、庁内イントラネット等による周知徹底を図るとともに、管理職員による職場の見回りを行い、定時退庁の徹底を行います。

・ **事務の簡素化および合理化の推進**

管理職員が課員の業務量を的確に把握し、個々の職員に対し指導を行うとともに、業務の平準化を図ります。職員もまた、一人ひとりが業務の簡素合理化できるものは積極的に実行し、メリハリのある業務の遂行をします。

(6) 年次休暇の取得の促進

平成31年4月から、国の政策により、年10日以上年次休暇が付与されるすべての労働者に対し、年5日以上有給休暇取得が必須となったことから、管理職員は業務配分の見直しや、職場内における相互の応援体制を整備するとともに、自ら率先して年次休暇の取得に努め、年間を通じた計画的な年次休暇の予定表を作成し、年次休暇の取得を促します。

・ **年次休暇の取得の促進**

子どもの行事等への参加や家族の記念日等、ボランティア活動への参加のための年次休暇の取得促進を図ります。

○年次休暇の平均取得日数（育休・病休・派遣・採用退職除く）

平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
6.66日	9.70日	10.20日	11.03日	10.51日

- **連続休暇の取得の促進**

月曜日・金曜日と休日を組み合わせた休暇の取得や、ゴールデンウィーク期間、夏季休暇期間の前後における年次休暇の取得などにより、連続休暇の取得促進を図ります。

- **子どもの看護休暇の取得の促進**

子どもの病気等の際には特別休暇（年間5日以内）や年次休暇を活用して、休暇を取得しやすい職場の環境づくりに努めます。

また、子どもの看護休暇の取得について、始業時刻から連続しない、かつ、終業時刻まで連続しない時間単位での取得を認めるなど弾力的な利用が可能となる制度の導入に努めます。

- **三世代にわたる育児を目的とする休暇の取得の促進**

次世代育成を広い意味で捉え、孫の養育を支援するという視点まで広げ、孫の生まれる際や通院等のために年次休暇を取得しやすい職場の環境づくりに努めます。

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

地域社会の中で、子ども達の豊かな人間性を育むための次世代育成支援対策について、以下の取り組みを積極的に推進していきます。

(1) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

地域の子育て活動への参加に意欲のある職員が、子どもが参加するスポーツ・文化活動に関するボランティア活動への参加、地域に貢献する子育て支援活動に積極的に参加しやすい職場の環境づくりに努めます。

(2) 子どもとふれあう機会の充実

子どもを対象とした職場見学、職場体験の積極的な受け入れを実施します。また、レクリエーション活動等の実施の際に、子どもを含めた家族が参加できるようにします。